

平成27年12月15日

〒470-1151

愛知県豊明市前後町五軒屋1565

豊明法律事務所

株式会社ブライド・トゥー・ビー代理人 弁護士 永田 友和 様

特定非営利活動法人

消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒460-0002

名古屋市中区丸の内2-18-22

三博ビル8階

事務局長 外山孝司

TEL: 052-265-9258

FAX: 052-265-9259

再 申 入 書 3

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、貴職より平成27年10月23日付け再回答書にて、挙式・ご披露宴成約申込規約 平成23年10月16日改訂版(以下「本契約書」といいます。)の再修正案等をご提示いただきました。当団体の申入れ内容の一部を受け入れ、ご訂正いただきました点につきましては、御礼申し上げます。

もともと、再修正案を検討した結果、別紙のとおり、再申入れをすることとなりました。

貴職の見解や対応についてご検討いただき、平成28年1月25日までに上記連絡先宛に、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、貴職からの回答の有無及び回答内容、当初申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害防止の観点から、当団体ホームページその他適宜の方法により公表することがありますことを申し添えます。

敬具

第1 申入れ事項－第7条

【平成27年10月23日付回答書による修正案】

すでにご契約をいただいた挙式・ご披露宴のお取消は、弊社に営業機会の喪失という損害が生じるため、下記のお取消料を申し受けます。但し、衣装については本条ではなく第9条が適用されます。

なお、お内金は下記のお取消料に充当させていただきます。

取消日のご披露宴当日より起算して	お取消料
ご披露宴予定日の365日前まで	¥25,000
364日前～180日前まで	実費総額と¥50,000
179日前～150日前まで	実費総額と¥100,000
149日前～120日前まで	実費総額と¥200,000
119日前～90日前まで	実費総額と¥300,000
89日前～60日前まで	実費総額と¥400,000
59日前～30日前まで	実費総額と¥450,000
29日前～20日前まで	実費総額と¥500,000
19日前～10日前まで	実費総額とお見積額の40%
9日前～前日まで	実費総額とお見積額の50%
当日	お見積金額の全額

(注意書き削除)

1 申入れの趣旨

当日キャンセルの場合の取消料が、「お見積金額の全額」となっていますが、キャンセルされたことにより貴社が支出を免れる経費（各種のクリーニング費用や他の顧客に提供可能な飲料や食材等）を差し引いた取消料としてください。

2 申入れの理由

平成27年10月23日付回答書によれば、衣装の取消については、第7条ではなく、第9条が適用されるとのことですが、そうだとすると、挙式披露宴の取消と同時に衣装の取消がなされる場合、第7条と第9条の取消料が別々にかかることとなる結果、364日～150日前までの取消の場合には、モデル約款を上回る取消料となることが明らかであり、問題があると考えます。

もつとも、その点を置くとしても、以下の点については再考を求めます。

すなわち、貴社の規定では、当日キャンセルされた場合の取消料を、お見積額の全額と定めていますが、当日にキャンセルされた場合には、挙式・披露宴を行わなかったことにより貴社が支出を免れることになる経費が生じます（各種クリーニング費用や他の顧客に提供可能な飲料や食材等）これら貴社が支払いを免れた経費は、当然ながら、キャンセルに伴う貴社の損害とはなりえません（東京地判平成23年11月27日）。

また、当団体が、貴社と同じく挙式・披露宴を実施している事業者に対し、同様の申し入れをした事案において、当日キャンセルの場合、取消料から未開封の飲料代金等を控除する内容に改訂していただいた例があります。

したがって、当日キャンセルの場合の取消料について、キャンセルされたことにより貴社が支出を免れることとなった経費分を差し引いた取消料とするよう、改めて求めます。

第2 本申入れ事項—第9条

【平成27年10月23日付回答書による修正案】

販売商品に関しましてはご契約から一週間がクーリングオフ期間となり、8日以降契約決定と致します。クーリングオフ期間後販売商品はキャンセルできかねます。キャンセルの場合は商品の全額を申し受けます。

レンタル商品に関しましてはクーリングオフ期間としてご契約日より一週間以内のキャンセルは無料とさせていただきます。8日以降契約決定となります。契約後のキャンセルは下記のお取消料を申し受けます。但し、キャンセル後に弊社の別のレンタル商品をご契約された場合には、お取消料は無料とさせていただきます。

取消日のご使用日より起算して	お取消料
364日前～180日前まで	商品レンタル価格（割引後の価格）の10%
179日前～120日前まで	商品レンタル価格（割引後の価格）の20%
119日前～90日前まで	商品レンタル価格（割引後の価格）の30%
89日前～60日前まで	商品レンタル価格（割引後の価格）の40%
59日前～30日前まで	商品レンタル価格（割引後の価格）の50%
29日前～当日	商品レンタル価格（割引後の価格）全額

1 申入れの趣旨

29日前～当日までの取消料について、キャンセルされたことにより貴社が支出を免れることになった経費分（直前の試着や補正にかかる費用，着付けのための人件費，クリーニング費用等）を差し引いた額としてください。

2 申入れの理由

既に繰り返し申し入れているとおり、衣裳レンタルの場合、少なくとも6か月以上前のキャンセルにおいて、貴社に生ずる損害があるとは考えられません。

それにもかかわらず、364日前～180日前までのキャンセル料が依然として規定されている点については問題があると考えます。

もっとも、この点は置くとしても、以下の点については、再考を求めます。

すなわち、29日前～当日にキャンセルされた場合、貴社には、キャンセルに伴い支出を免れることになる経費が生じます（直前の試着や補正にかかる費用，着付けのための人件費，クリーニング費用等）。これら貴社が支払いを免れた経費は、当然ながらキャンセルに伴う貴社の損害とはなりえません（東京地判平成23年11月27日）。

したがって、29日前～当日のキャンセルの場合の取消料につき、キャンセルにより貴社が支出を免れることになった経費分を差し引いた額とするよう、改めて求めます。

以 上